

美原乗馬クラブ会員規約

1. 希望者は、料金表に定める入会金をクラブに納めて、会員となることができます。
この入会金は、いかなる理由があっても返還しません。
2. 会員の種類は、個人会員、中小学生会員、家族会員、および法人全員とします。
3. 会員の資格は、他人に譲渡することは、できません。
4. 会員は、月会費、その他の料金を、現金にて毎月クラブに納めるものとします。
ただし、レッスン料は都度インストラクターに支払います。
5. 休会制度はありません。
6. 1鞍は、50分を限度とし、インストラクターの指示なしに、50分を超えたときは、2鞍として取り扱います。
7. 会員は、次の事項を、遵守するものとします。
 - (1) 騎乗する馬の選択は、インストラクターの指示に従うこと。
 - (2) 騎乗にあたっては、必ず、ヘルメットを着用すること。
 - (3) 騎乗中、馬装中、厩舎作業中、などクラブ内での事故については、すべて自己責任とし、クラブに損害賠償請求をしないこと。
 - (4) 鞍、腹帯、頭絡、無口、引き綱、サイドレーン、マルタンガール、などクラブの備品は、丁寧に取り扱い、使用後は、必ず、元のところに戻すこと。
自己の不注意により、破損したときは、クラブに弁償すること。
 - (5) 厩舎作業は、厩務員の指示に、したがって、行うこと。
 - (6) 自己の持ち物は、放置せず、ロッカーに収納、もしくは、持ち返ること。
 - (7) クラブの行事には、積極的に参加し、会員相互の親睦を図ること。
特に、他人の誹謗中傷は、しないこと。
 - (8) 騎乗するときは、必ず、誰かが見ているところで騎乗すること。
8. 会員が、この規約に違反し、クラブの品位を汚す行為のあったときは、クラブオーナーの判断により、除名することがあります。
9. 退会するときは、退会届を提出してください。
退会届の用紙は、クラブに用意してあります。

平成 22 年 6 月 1 日

美原乗馬クラブ